令和元年度 第2回多摩市まち美化推進協議会 議事要点録

○日時:令和元年10月17日(木)

○場所:多摩市役所西第1・2会議室

○出席者

・委 員:小山会長、倉澤副会長、組澤委員、馬渡委員、冨田委員、佐野委員、吉井委員

・傍 聴:なし

· 事務局(多摩市環境部環境政策課): 佐藤環境政策課長、山田環境政策担当主査、

岩﨑主任、久保田主任

○議事

- 1 永山フェスティバル実施報告
- 2 令和元年度 秋の「多摩市まち美化キャンペーン」
- 3 多摩市まちの環境美化条例表彰者の決定
- 4 「多摩市受動喫煙防止条例」施行と「多摩市まちの環境美化条例」の改正について
- 5 「多摩市まちの環境美化条例」過料の考え方について
- 6 スポ GOMI 大会 in TAMA実施のお知らせ
- 7 今後のスケジュールについて

議事1 永山フェスティバル実施報告

事務局: 【資料1】に沿って以下の内容を説明しました。

以下の日程で永山フェスティバルに出展しました。

	程	令和元年9月21日(土曜) 令和元	令和元年9月22日(日曜)		
時	間	9時 ~ 10時【設 営】 10時	~ 17時【展 示】		
		10時 ~ 17時【展 示】 17時	~ 【撤 収】		
会	場	グリナード永山2階 正面ど	んぐり広場		

実施主体は多摩市まち美化推進協議会で多摩市健康推進課と共同ブースで実施しました。 出展内容としては

①パネル展示

- ・多摩市まちの環境美化条例・多摩市まち美化推進協議会のPR
- ・まち美化キャンペーン・ペットのふん放置禁止のPR
- ②周知用ポケットティッシュの配布

を行いました。

来場者はポケットティッシュ配布者数を含み以下の通りとなりました。

21日(土)	子ども	大 人	合計	
Z10(<u>T</u>)	620	930	1,550	
22日(日)	子ども	大 人	合 計	
22 0 (0)	583	874	1,457	

年度	参加者数	前年比	
平成29年度	1, 468 名		
平成30年度	2, 526 名	172%	
令和元年度	3, 007 名	119%	

議事2 令和元年度 秋の「多摩市まち美化キャンペーン」

事務局:【資料2】に沿って以下の内容を説明しました。

多摩市は「安全で快適な美しいまち」を実現するため、市民・市民団体・事業所の方々と協働して、春と秋の年2回、多摩市まち美化キャンペーンを実施しています。春に引き続き、秋に実施するキャンペーンについても、ごみのポイ捨て防止等まちの環境美化の推進や、歩行喫煙の禁止や受動喫煙防止の周知と啓発を呼びかけるため実施します。

2日間合計

3,007

聖蹟桜ヶ丘駅周辺におけるまち美化キャンペーンにおいては、令和元年度第一回まち美化推進協議会で承認していただいたとおり「多摩市版イエローチョーク作戦」を試行的に実施します。

実施日時及び場所については下記のとおりです。

実施日	時間	場所
10月24日 (木)	15時00分~16時00分	唐木田駅改札口前
10月25日(金)	15時00分~16時00分	多摩センター駅改札口付近
10月26日(土)	10時00分~11時00分	永山駅改札口付近
10月28日(月)	15時00分~16時00分	聖蹟桜ヶ丘駅西口付近

実施内容については下記のとおりです。

- ・駅周辺の清掃
- ・啓発ティッシュ等の配布
- ・まち美化、受動喫煙防止に関するアナウンス

【参考資料1】で「多摩市版イエローチョーク作戦」を説明しました。

議事3 多摩市まちの環境美化条例表彰者の決定

事務局:【資料3】に沿って以下の内容を説明しました。

令和元年6月27日(木曜)から10月4日(金曜)までの期間にて、多摩市まちの環境美化条例表彰候補者の推薦を募り、その結果以下の6組が推薦されました。

表彰式は、令和2年1月19日(日曜)の「多摩エコ・フェスタ2020」内で実施予定です。

推薦者	団体名	活動開始時期	活動期間	活動内容	活動場所
多摩市公園緑地課	ブリリアコミュニティクラブ	平成25年	5年	公園内美化清掃	鶴牧第3公園
	聖ヶ丘子どもおとしより見守り隊	平成25年	5年	公園内花壇管理	聖ヶ丘緑地·馬引沢 南公園
川井委員	唐木田コミュニティセンター 運営協議会	平成25年	5年	花壇管理·美化活動	唐木田駅前広場 唐木田菖蒲館中庭
	東京都立永山高等学校	平成21年	9年	清掃美化活動	永山地域の市道各 路線及び都道
多摩市 道路交通課	Green Finger's Club	平成21年	9年	植栽帯の維持管理及び美化 活動	乞田川左岸の堤防 道路
	多摩センター商店会	平成21年	9年	清掃美化活動	落合1丁目7番地先 乞田川両岸歩道

以上の6組はいずれも、【参考資料2】の「多摩市まちの環境美化条例に係る表彰基準」別表(第3条関係) の表彰基準に該当するため、表彰候補者として推薦致します。

会長:ご質問やご異議等がなければ拍手をお願い致します。

委員:【拍手】

それでは、当協議会としては、資料3に記載する6団体を選出します。

議事4 「多摩市受動喫煙防止条例」施行と「多摩市まちの環境美化条例」の改正について

事務局:【資料4】に沿って以下の内容を説明しました。

「多摩市受動喫煙防止条例」と「多摩市まちの環境美化条例」の改正については、平成31年4月1日に制定され令和元年10月1日から施行されました。これにより市内4駅周辺に設置された喫煙スポットは健康推進課に移管となりました。また、まち美化重点区域と同区域を、受動喫煙防止重点区域と定め、これまで通り路上喫煙を禁止しています。

多摩市まちの環境美化条例の改正に伴う変更内容

【「喫煙」に関する部分】

- ・まち美化重点区域内の路上喫煙・喫煙スポットに関する事項については、多摩市受動喫煙防止条例に移管
- ・市内全域の路上で禁止している歩行喫煙に関しては多摩市まちの環境美化条例で継続して取り扱う

【たばこのポイ捨て】

・多摩市まちの環境美化条例で継続して取り扱う

議事5 「多摩市まちの環境美化条例」過料の考え方について

事務局:【資料5】に沿って以下の内容を説明しました。

「多摩市まちの環境美化条例」の第8条、第9条、第10条では、以下のとおり指導及び勧告、公表、過料等いわゆる罰則規定を設けています。

(指導及び勧告)

第8条 市長は、次に掲げる者に対し、是正に必要な指導又は勧告を行うことができる。

- (1) 第5条の規定に違反した者
- (2) まち美化重点区域において吸い殻、紙くず、空き缶その他のごみを捨てる行為をした者

(公表)

第9条 市長は、前条第1号に該当する者で、同条の指導及び勧告に従わないものに対し、その旨を公表することができる。

(過料)

第10条 市長は、第8条第2号に該当する者で、同条の指導及び勧告に従わないものに対し、5万円以下の過料を科すことができる。

附 則

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条及び第 10 条の規定は、規則で定める日から施行する。

平成24年10月に「多摩市まちの環境美化条例」が制定され7年が経過しましたが、附則にあるとおり「公表」「過料」については規則で定める日から施行することになっており、現段階では施行しておりません。

これは

- 1. 過料の規定をした条例を制定する事は、一種の抑止力となると考えられ、市民のモラルに訴えかける形でマナーの向上を図る。
- 2. 条例施行にあたり、過料の未徴収の期間は、施行後の一層の周知の徹底を図るための猶予期間的な効果もある。
- 3. 多摩市は23区と異なり、一時的な通過者は少なく、市内在住・在勤といった長期的に滞在する人が多い。 そのため過料の即徴収はせず、条例制定のみであっても市民周知による効果も十分期待でき、効果はある。 との考え方から、施行してきませんでした。

過料を徴収していく場合の留意点としては

- (1) 条例制定から7年経過しているとはいえ、条例の周知が市民に充分に浸透しているとは言えない。
- (2) 多摩地域26市の中でポイ捨て等について過料を設定している市は、多摩市を除いて10市あるが、 実際に徴収している市はない。また、路上喫煙についても多摩地域26市では実際に徴収している市はない。
- (3)「多摩市受動喫煙防止条例」の中にも過料の規定が盛り込まれており(施行時期は未定)、「まち美化重点区域」と「路上喫煙防止重点区域」は同区域となっている。煙草に関しては「吸う行為」と「消す・捨てる行為」については整合性を取っていく必要がある。
- (4)「多摩市まちの環境美化条例」第10条内で「指導及び勧告に従わないものに対し、5万円以下の過料を科すことができる。」と規定しているが、実際の徴収額の妥当性や近隣市とのバランスも考慮する必要がある。

(5) 過料を徴収する場合、不公平感をなくすためにも専門の指導員を配置せねばならず、費用対効果の検証が必要である。

ありがとうございました。事務局からの説明を踏まえて、過料について各委員さんのご意見・ご協議をいただきたいと思います。ご意見はありませんか。

<u>委員</u>:都内では 2,000 円を徴収しているところがあると聞いています。50,000 円は高いのではないでしょうか。

事務局:7年前の条例を決めた時の考え方として上限として5万円とさせていただきました。実際徴収するとなると、もっと徴収しやすい金額となると思いますが、もっとお時間をいただいて、検討させていただきたいと考えています。

<u>委員</u>: 2,000 円を払って、はい終わりでは意味がないと思います。徴収した後、それをどの様に使っていくのでしょうか。

事務局: もし、徴収するとなるとまち美化に関する啓発費用とかそういったことに使っていくことになると思います。皆様からのご意見をいただきながら使途を決めていくことになると思います。

<u>委員</u>:過料を徴収しないでごみが少なくなればそれにこしたことはないのですが、実際は公園やトイレの そば等でごみのポイ捨てはたくさんあると感じます。環境政策課でもっと子供の頃から学校等で啓発 活動をした方がいいと思いますが、どうでしょうか。

<u>事務局</u>: 貴重なご意見をただきました。学校については新しい取り組みを昨年から行っています。ご みのぽい捨て防止のポスターを作成していただいたりしており、マナーを身につけた大人になる よういろいろな取り組みをしていきたいと考えています。

<u>委員</u>: そもそも過料を取るとなると条例を変えないといけないのでしょうか。条例を周知させること を議論した方がいいのではないでしょうか。

事務局: 過料を取らなくてはいけないのか、それとももっと啓発を進めるべきなのか皆様のご意見をいただきたいと思います。また、もっとこういった啓発をした方がいいといったご意見もいただければと思います。

<u>委員</u>:イエローチョーク作戦は1回で終わるのでしょうか。何回かやって、データを蓄積していけば、 ポイ捨てしたくなる場所が見えてきて、まちの環境の改善につながるのではないでしょうか。

事務局:まず1回目の結果を見て効果について検証し、他の場所に広げていった方がいいのか、今後 議論させていただきたいと思います。

会長: なかなか、今日の段階ではご意見がまとまっていないと思いますので、この件に関しまして は次回再度議論するという事でいかがでしょうか。

委員:異議なし

事務局第2回の議事録を送付する時にご意見を記入していただく用紙を同封しますので事前に送り返していただいて、次回の協議会で議論させていただきたいと思います。

議事6 スポ GOMI 大会 in TAMA実施のお知らせ

事務局:【資料6】と【参考資料3】に沿って以下の内容を説明しました。

一般社団法人ソーシャルスポーツイニシアチブ主催のスポGOMI大会は、制限時間内に、定められたエリア内で力を合わせてゴミを拾い、その質と量をポイントで競い合う、環境に最も優しいスポーツイベントです。このスポ GOMI 大会は全国で開催されておりますが、多摩市でも平成24年から7年続けて実施しており、本年度も実施されますので、参加ご希望の方は各自お申し込みをお願いいたします。

主な大会の活動内容は多摩センター駅周辺の清掃活動です。

実施日時及び場所については下記のとおりです。

実施日:令和元年11月16日(土)

時間帯:10時~12時30分(受付:9時30分~)

集合場所:多摩センター三角広場

応募締め切りは11月8日(金)までに、各自別添の募集チラシをご確認していただきご応募願います。

注意事項等につきましては、別添の募集チラシでご確認下さい。

委員:ごみの量については分かりますが、質というのはどう決めるのでしょうか。

|事務局:一般社団法人ソーシャルスポーツイニシアチブのHPで説明

議事7 今後のスケジュールについて

事務局:【資料7】に沿って以下の内容を説明しました。

今後のスケジュールにつきましては、表にお示ししたとおりとなります。

なお、次回の第3回の協議会の日程につきましては令和2年2月4日(火)または19日(水)を予定しております。すでにスケジュールの調整をして頂いている方がいらっしゃいましたら誠に恐縮なのですが、こちらの日程で開催したいと思いますので、ご了解いただけますと幸いです。

また、今後も進捗状況等によりましては、多少変更する場合もあるかと思いますが、ご理解願います。 なお、令和元年度 第3回多摩市まち美化推進協議会の出欠表は、本日の議事録に同封して後日郵送で お送り致します。

以上(終了15時30分)